

令和元年度第三セクター等について地方公共団体が有する 財政的リスクの状況に関する調査結果の概要

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表しています。
- 本調査は、令和元年度決算における、次の法人を対象に調査したものです。
 - ① 地方公共団体が損失補償、債務保証、貸付(長期・短期)を行っている法人
 - ② 債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人※①と②の法人は重複する場合があります。
- 本資料のデータは、令和2年3月31日時点のデータです。
- なお、①や②のうち、特に地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等に関しては、当該第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています。

※「第三セクター等」: 第三セクター及び地方三公社
※「第三セクター」: 地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人
※「地方三公社」: 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- 詳細は別紙「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果」のとおりです。

調査結果の概要

1. 調査対象法人数

- 令和元年度決算における調査対象となる法人数は、1,112 法人（前年度比▲49 法人）となっており、内訳は、第三セクターが 668 法人（同▲29 法人）、地方三公社が 444 法人（同▲20 法人）となっています。

2. 調査結果

(1) 経営健全化方針の策定を要する法人数

- 調査対象法人 1,112 法人のうち I 債務超過の法人は 222 法人、II（1）事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は 8 法人、II（2）土地開発公社 393 法人のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が 5 年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の 10%以上の公社は 25 法人となっています。
- また、III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は 45 法人となっています。

【表1】経営健全化方針の策定を要する法人数

法人分類	全体	経営健全化方針策定要件該当状況					合計 ※(I~III)の重複を除く
		I 債務超過法人	II (1) 事業の内容に応じて資産を 時価で評価した場合に債務 超過となる法人	II (2) 土地開発公社のうち、債務 保証等の対象となっている 保有期間が5年以上の土地 の簿価総額が、当該地方公 共団体の標準財政規模の 10%以上の公社	III 当該地方公共団体の標準財 政規模に対する損失補償、 債務保証及び短期貸付金の 合計額の割合(※1)が、実質 赤字比率の早期健全化基準 (※2)相当以上の法人	合計	
		法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	
第三セクター	668 (60.1%)	191 (86.0%)	2 (25.0%)	-	14 (31.1%)	206 (74.9%)	
社団・財団法人	263 (23.7%)	16 (7.2%)	0 (0.0%)	-	12 (26.7%)	28 (10.2%)	
会社法法人	405 (36.4%)	175 (78.8%)	2 (25.0%)	-	2 (4.4%)	178 (64.7%)	
地方三公社	444 (39.9%)	31 (14.0%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	31 (68.9%)	69 (25.1%)	
地方住宅供給公社	25 (2.2%)	6 (2.7%)	0 (0.0%)	-	0 (0.0%)	6 (2.2%)	
地方道路公社	26 (2.3%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	-	3 (6.7%)	5 (1.8%)	
土地開発公社	393 (35.3%)	23 (10.4%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	28 (62.2%)	58 (21.1%)	
合計	1,112 (100.0%)	222 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)	45 (100.0%)	275 (100.0%)	
全体比	1,112/1,112 (100.0%)	222/1,112 (20.0%)	8/1,112 (0.7%)	25/393 (6.4%)	45/1,112 (4.0%)	275/1,112 (24.7%)	

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金)÷標準財政規模
(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.55%)、市区町村11.25~15.00%

注1: 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、ここにおいては法人1件として計上している。
注2: 図中 I~III は、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人が I~III の複数のに該当する場合、I~III それぞれに1件として計上している。□

〈今年度調査結果と昨年度との比較〉

(上段: 法人数・増減率 下段: 構成比)

法人分類	I 債務超過法人			II (1) 事業の内容に応じて資産 を時価で評価した場合に 債務超過となる法人			II (2) 土地開発公社のうち、債務 保証等の対象となっている 保有期間が5年以上の土地 の簿価総額が、当該地方公 共団体の標準財政規模の 10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財 政規模に対する損失補償、 債務保証及び短期貸付金の 合計額の割合(※1)が、実質 赤字比率の早期健全化基準 (※2)相当以上の法人			合計 ※(I~III)の重複を除く		
	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減
	第三セクター	191	197	▲6(▲3.0%)	2	2	0(0.0%)	-	-	-	14	13	1(7.7%)	206	211
社団・財団法人	16	16	0(0.0%)	0	0	0(0.0%)	-	-	-	12	11	1(9.1%)	28	27	1(3.7%)
会社法法人	175	181	▲6(▲3.3%)	2	2	0(0.0%)	-	-	-	2	2	0(0.0%)	178	184	▲6(▲3.3%)
地方三公社	31	36	▲5(▲13.9%)	6	5	1(20.0%)	25	33	▲8(▲24.2%)	31	36	▲5(▲13.9%)	69	79	▲10(▲12.7%)
地方住宅供給公社	6	6	0(0.0%)	0	0	0(0.0%)	-	-	-	0	0	0(0.0%)	6	6	0(0.0%)
地方道路公社	2	2	0(0.0%)	0	0	0(0.0%)	-	-	-	3	4	▲1(▲25.0%)	5	6	▲1(▲16.7%)
土地開発公社	23	28	▲5(▲17.9%)	6	5	1(20.0%)	25	33	▲8(▲24.2%)	28	32	▲4(▲12.5%)	58	67	▲9(▲13.4%)
合計	222	233	▲11(▲4.7%)	8	7	1(14.3%)	25	33	▲8(▲24.2%)	45	49	▲4(▲8.16%)	275	290	▲15(▲5.2%)
	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金)÷標準財政規模
(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.55%)、市区町村11.25~15.00%

注1: 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、ここにおいては法人1件として計上している。□
注2: 図中 I~III は、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人が I~III の複数のに該当する場合、I~III それぞれに1件として計上している。

(2) 経営健全化方針の策定を要する団体数

○ (1) のⅠからⅢの各要件に該当する法人と関係を有する地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号)に基づく経営健全化方針の策定対象となります。

○ 経営健全化方針の策定を要する団体数は次のとおりです。

Ⅰ債務超過の法人は238団体、Ⅱ(1)事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は8団体、Ⅱ(2)土地開発公社のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は25団体となっています。

また、Ⅲ当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は49団体となっています。

以上の合計(ⅠからⅢの重複を除く)は、延べ295団体(前年度比▲16団体(新規対象団体37、対象外となった団体53))となっています。

【表2】経営健全化方針の策定を要する団体数

法人分類	全体	経営健全化方針策定要件該当状況					合計 ※(Ⅰ～Ⅲ)の重複を除く
		Ⅰ 債務超過法人	Ⅱ(1) 事業の内容に応じて資産を 時価で評価した場合に債務 超過になる法人	Ⅱ(2) 土地開発公社のうち、債務保 証等の対象となっている保有 期間が5年以上の土地の簿 価総額が、当該地方公共団 体の標準財政規模の10%以 上の公社	Ⅲ 当該地方公共団体の標準財 政規模に対する損失補償、 債務保証及び短期貸付金の 合計額の割合(※1)が、実質 赤字比率の早期健全化基準 (※2)相当以上の法人	合計	
		団体数(構成比)	団体数(構成比)	団体数(構成比)	団体数(構成比)	団体数(構成比)	
第三セクター	763(61.9%)	207(87.0%)	2(25.0%)	-	14(28.6%)	222(75.3%)	
社団・財団法人	314(25.5%)	29(12.2%)	0(0.0%)	-	12(24.5%)	41(13.9%)	
会社法人	449(36.4%)	178(74.8%)	2(25.0%)	-	2(4.1%)	181(61.4%)	
地方三公社	470(38.1%)	31(13.0%)	6(75.0%)	25(100.0%)	35(71.4%)	73(24.7%)	
地方住宅供給公社	30(2.4%)	6(2.5%)	0(0.0%)	-	0(0.0%)	6(2.0%)	
地方道路公社	31(2.5%)	2(0.8%)	0(0.0%)	-	7(14.3%)	9(3.1%)	
土地開発公社	409(33.2%)	23(9.7%)	6(75.0%)	25(100.0%)	28(57.1%)	58(19.7%)	
合計	1,233(100.0%)	238(100.0%)	8(100.0%)	25(100.0%)	49(100.0%)	295(100.0%)	
全体比	1,233/1,233(100.0%)	238/1,233(19.3%)	8/1,233(0.6%)	25/409(6.1%)	49/1,233(4.0%)	295/1,233(23.9%)	

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模
(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.55%)、市区町村11.25～15.00%

注1: 一法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、関係を有する地方公共団体ごとに1団体として計上。
注2: 同一地方公共団体が複数の法人に対して、財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上。

〈今年度調査結果と昨年度との比較〉

法人分類	Ⅰ 債務超過法人口			Ⅱ(1) 事業の内容に応じて資産を時 価で評価した場合に債務超 越になる法人			Ⅱ(2) 土地開発公社のうち、債務保 証等の対象となっている保有 期間が5年以上の土地の簿 価総額が、当該地方公共団 体の標準財政規模の10%以 上の公社			Ⅲ 当該地方公共団体の標準財 政規模に対する損失補償、 債務保証及び短期貸付金の 合計額の割合(※1)が、実 質赤字比率の早期健全化基 準(※2)相当以上の法人			合計 ※(Ⅰ～Ⅲ)の重複を除く		
	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減
	第三セクター	207	214	▲7(▲3.3%)	2	2	0(0.0%)	-	-	-	14	13	1(7.7%)	222	228
社団・財団法人	29	30	▲1(▲3.3%)	0	0	0(0.0%)	-	-	-	12	11	1(9.1%)	41	41	0(0.0%)
会社法人	178	184	▲6(▲3.3%)	2	2	0(0.0%)	-	-	-	2	2	0(0.0%)	181	187	▲6(▲3.2%)
地方三公社	31	36	▲5(▲13.9%)	6	5	1(20.0%)	25	33	▲8(▲24.2%)	35	40	▲5(▲12.5%)	73	83	▲10(▲12.0%)
地方住宅供給公社	6	6	0(0.0%)	0	0	0(0.0%)	-	-	-	0	0	0(0.0%)	6	6	0(0.0%)
地方道路公社	2	2	0(0.0%)	0	0	0(0.0%)	-	-	-	7	8	▲1(▲12.5%)	9	10	▲1(▲10.0%)
土地開発公社	23	28	▲5(▲17.9%)	6	5	1(20.0%)	25	33	▲8(▲24.2%)	28	32	▲4(▲12.5%)	58	67	▲9(▲13.4%)
合計	238	250	▲12(▲4.8%)	8	7	1(14.3%)	25	33	▲8(▲24.2%)	49	53	▲4(7.5%)	295	311	▲16(▲5.1%)
	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模
(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.55%)、市区町村11.25～15.00%

注1: 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、重複して計上している。
注2: 表中Ⅰ～Ⅲは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がⅠ～Ⅲの複数の要件に該当する場合、Ⅰ～Ⅲそれぞれに1件として計上している。